

土木施設除草業務入札参加資格審査申請要領

[通常受付分]

奈 良 県

平成30・31年度において、奈良県（知事部局・教育委員会・水道局・各公社・警察本部）が発注する土木施設除草業務の競争入札に参加を希望する方は下記書類を提出してください。

なお、当該要領に基づき「**土木施設除草業務**」の申請をした者については、**建設工事の「土木一式」の各等級との重複登録はできません。**

※本申請における競争入札参加資格の有効期間は、**平成30年6月1日から平成32年5月31日まで**とします。

※**資格審査結果の通知は行いません。**

平成30年6月1日にホームページ（<http://www.pref.nara.jp/4331.htm>）（検索サイトで「奈良県建設工事入札参加資格」と入力し、検索結果からアクセスすることもできます。）に掲載予定の「平成30年度奈良県入札参加資格業者名簿」でご確認ください。

※本申請後土木一式との重複申請が判明した場合は、**土木施設除草業務又は建設工事の土木一式のどちらかの入札参加資格申請を取り下げていただきます。**

県土マネジメント部、まちづくり推進局、農林部、水道局（当該部局の出先機関を含む）が発注するすべての建設工事及び建設工事に関連する委託業務は、**電子入札**により入札を行うこととなっております。

電子入札についての URL (<http://www.pref.nara.jp/10553.htm>)

公共工事等に関する電子入札の登録がお済みでない方は、「**公共工事等電子入札利用者情報申請書**」を別途提出のうえ、手続きを進めてください。

利用者登録についての URL

(<http://www.pref.nara.jp/dd.aspx?itemid=153106&preview=42219>)

検索サイトで「奈良県電子入札ポータルサイト」と入力し、検索結果からアクセスすることも可能です。

電子入札に関するお問い合わせ先：奈良県県土マネジメント部
建設業・契約管理課入札契約係
TEL:0742-27-7486

当申請についてのお問い合わせ先
奈良県県土マネジメント部
建設業・契約管理課公共工事契約管理係
TEL:0742-27-7425
FAX:0742-27-5313

土木施設除草業務	
申請資格	<p>○建設業法第3条第1項に規定する「本店」を奈良県内に置く者。</p> <p>○土木一式工事において平成28年10月1日から平成29年9月30日までの期間を審査基準日（決算日）とする経営事項審査（以下「経審」という。）を受けている者。（承継等のため、審査基準日がこの期間以降となる場合には、この申請までに経審の申請が奈良県建設業・契約管理課において受理されていること。）</p>
欠格要件	<p>○以下の事項に該当する方は、入札参加資格を得ることができません。</p> <p>①成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</p> <p>②建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者</p> <p>③営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者</p> <p>④直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者</p> <p>⑤県税を完納していない者</p> <p>⑥消費税及び地方消費税を完納していない者</p> <p>⑦次のいずれかに該当する事由があると認められる者</p> <p>ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。</p> <p>イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が經營に実質的に関与している。</p> <p>ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。</p> <p>オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。</p> <p>⑧法第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>⑨<u>雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く）</u></p> <p>⑩本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事實を記載した者</p>
申請業種	<p>○土木施設除草業務</p> <p>※ 経審の総合評定値通知書（承継等を行った場合でこの期間の審査基準日の経審がない場合には、この期間以降で直近のもの。以下「経審総合評定値通知書」という。）の「土木一式」において平均完成工事高がある場合に限ります。</p>

申請方法	<u>持参</u> に限ります。（申請内容について説明できる方が持参してください。）
受付場所 受付期間	<p>○奈良県中小企業会館 4 F （奈良市登大路町3 8－1）会議室（2）での受付 平成29年12月1日、5日、7日、19日、21日、25日 平成30年1月9日、11日、16日、18日、1月29日～2月2日 ※ <u>奈良県中小企業会館には駐車場スペースがございませんので、公共交通機関をご利用いただかくか、周辺の有料駐車場をご利用ください。</u></p> <p>○中和土木事務所（入札室1）での受付 平成30年 1月23日（火）～平成30年 1月26日（金）</p> <p>○高田土木事務所（入札室）での受付 平成30年 2月13日（火）～平成30年 2月16日（金） ※本店の所在地にかかわらず、どちらの受付場所でも申請することができます。 （例えば、大和高田市内に本店を有する方が県庁や中和土木事務所で申請することも可）</p>
受付時間	○午前9時30分～午前11時30分／午後1時30分～午後4時00分 （最終入室時間は受付終了の5分前まで）
提出書類 (1～4は提出必須ただし、建設工事と同時に申請する場合は不要)	<p><u>建設工事（県内本店）と土木施設除草業務の両方の入札参加資格申請を行う方</u>（※）は、「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事（県内本店））土木施設除草業務入札参加資格審査申請書（様式1）」の土木施設除草業務の登録希望欄で「有」に○をつけて提出いただければ、<u>以下の書類の提出は不要です。</u></p> <p>※ 「土木一式」の工事種別と重複登録はできません。</p> <p>1 土木施設除草業務入札参加資格審査申請書（様式1） ・申請年月日は、申請書類の提出日を記入してください。 ・押印は、代表者の印であることがわかるものを使用してください。 （実印、使用印いずれも可）</p> <p>2 県税に滞納がない証明書（原本に限る。）（発行後3ヶ月以内のもの） （未納がない証明書でも可） ・証明書の交付申請に際しては申請者の本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証など）を持参してください。 ・交付申請手続きの詳細については、各県税事務所にお問い合わせください。</p> <p>3 消費税及び地方消費税に未納がない証明書（国税通則法施行規則別紙第8号様式その3（その3の2、その3の3も可。）（発行後3ヶ月以内のもの） ・写し可。免税業者であっても要提出 ・交付申請手続きの詳細については、管轄の税務署にお問い合わせください。</p> <p>4 経審総合評定値通知書の写し （審査基準日が対象期間内である経審を申請中で、通知書が届いていない場合は、申請書提出時には建設業・契約管理課の受付印が押された経</p>

<p>(5～6は該当者のみ提出ただし、建設工事と同時に申請する場合は不要)</p>	<p>審の「受付票」の写しと「経営規模等評価申請書」（様式第二十五号の十一）の写しを添付し、後日通知書が届き次第、写しを当課あて郵送してください。)</p> <p>5 上記4の経審結果（社会保険等の加入状況）に変更が生じた場合には次の書類を提出してください。 <u>※変更がない場合には提出する必要はありません。</u></p> <p><提出書類></p> <ul style="list-style-type: none"> ○経審結果変更事項届（様式2） ○添付書類（詳細は様式2下部を参照してください。） <p>6 社会保険等適用除外誓約書（様式2－2） ※該当者のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容をご確認の上、提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、社会保険等適用除外の理由を記入し、押印の上、提出してください。 ・押印は、代表者の印であることがわかるものを使用してください。（実印・使用印いずれも可）様式1に押印した印鑑と同じものを使用してください。会社名のみの印は認められません。
<p>提出部数</p>	<p>1 部（<u>様式1のみ</u> 2部（うち1部（写し可）は受付印押印後、返却します。） ※提出書類は、日本工業規格A4判とし、1から6までの書類を順番に並べて<u>クリップ綴じ</u>してください。（ファイル綴じはしないでください。）</p>
<p>その他</p>	<p>※申請書類は奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課ホームページからダウンロードして提出してください。 ※建設業・契約管理課ホームページ↓ http://www.pref.nara.jp/14616.htm</p> <p>※申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入調査を行うことがあります。 ※建設工事等の適正な施工の確保等のために県が必要と認めた場合には、建設業法に基づく立入調査を行います。 ※様式1に記載の商号又は名称、所在地、電話番号、代表者、建設業許可の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。 ※本申請要領記載の受付期間以外は受付できません。 ※本申請において補正指示を受けた者は、その指示期日までに補正等をされない場合は登録されません。</p>